

会議録

日 時	令和元年 6 月 10 日(月)10 時から
会 場	市庁舎 3 階 会議室 3D
出席委員	小川委員、秦委員、米田委員
欠席委員	なし
市出席者	道塚副市長、中屋総務部長、(総務課)杉山課長、竹内主査、白水主事

1 開会

2 委嘱状の交付

(会議に先立ち、道塚副市長から各委員に委嘱状の交付を行った。)

事務局が会議の開催を宣言し、会長が選出されるまでの間の会議の進行については、事務局で進める旨を報告した。

全ての委員の出席があるので、北広島市行政不服審査会条例第 4 条第 3 項の規定により、本日の会議が成立していることを報告した。

3 副市長挨拶

4 出席者の紹介

事務局から自己紹介を提案し、各委員及び事務局が自己紹介を行った。

5 議事

(1) 会長の選出

委員の互選により、秦委員が会長に選出された。

【会長挨拶】

秦会長が挨拶を行った。

【公務により道塚副市長が退席】

【会長職務代理者の選出】

秦会長が、北広島市行政不服審査会条例第 3 条第 3 項の規定により、会長職務代理者として、小川委員を指名した。

【小川委員了承】

小川委員が、会長職務代理者となった。

(2) 北広島市行政不服審査会の運営

ア 会議の公開等の方針

会 長：会議次第に基づき、議事を進めたいと思います。それでは、「北広島市行政不服審査会の運営」について審議します。まず、「会議の公開等の方針」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：本市の審議会等の会議は、北広島市情報公開条例第 20 条及び北広島市市民参加条例第 9 条第 6 項の規定により公開することとされておりますので、これらの規定に基づき、この行政不服審査会の会議につきましても、原則、公開とすることを提案いたします。また、審査請求人から会議の公開を希望しない旨の申出があった場合や公開することが適当でないと認められる場合は、この会議に諮った上で公開か非公開かを決定することを提案いたします。

会 長：皆様からご質問やご意見など、何かございますか。

【質疑・意見なし】

【原案のとおり決定】

イ 北広島市行政不服審査会の事務処理等

ウ 今後の会議の開催方針

会議録

会 長：事務局から「北広島市行政不服審査会の事務処理等」について説明をお願いします。

事務局：資料1をご覧ください。前回の行政不服審査会でお配りしたのですが、今日までの間、制度の変更等がありませんので、引き続き同じ形で、行政不服審査会の事務処理等を行っていきたいと考えております。また、会議の開催方針については、これにつきましても、審査請求に関する諮問案件が発生しない限りは、原則として会議を開催しないこととしたいと存じます。

会 長：皆様からご質問やご意見など、何かございますか。

【質疑・意見なし】

(3) 北広島市の審査請求の状況と却下裁決時の報告

会 長：それでは、次の審議に入りたいと思います。事務局から「北広島市の審査請求の状況と却下裁決時の報告」について説明をお願いします。

事務局：こちらの内容につきましては、裁決の内容等に関わりますので、非公開の部分としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

会 長：裁決の内容に関わりますので、非公開という事務局のご提案につきまして、よろしいでしょうか。

【異議なし】

会 長：それでは、非公開といたします。

【傍聴人退室】

【北広島市の審査請求の状況報告及び却下裁決時の報告について審議】

審査請求状況報告後、今後却下採決があった場合は、プライバシー等に配慮した形で行政不服審査会委員に対し、簡易な報告(メール、郵送等)を行うことについて、審議、決定された。

【傍聴人再入室】

会 長：それでは本日の議事としては、全て終了しましたが、全体を通して委員の皆様からご質問やご意見など、何かございますか。

【質疑・意見なし】

会 長：審議が尽くされたようですので、本日の議事を終了します。では、次第6の「その他」として、事務局から連絡事項はありますか。

6 その他

事務局：特にございません。

7 閉会

会 長：それでは、以上をもちまして、令和元年度第1回北広島市行政不服審査会を閉会いたします。

以上